平成２１年（フ）第１４２号
兵庫県豊岡市出石町桐野670番地、前住所東京都板橋区稲荷台13番５号ＩＣＡヒルズ201号
破産者　井谷　伸二
1　決定年月日　平成22年３月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２１年（フ）第１００号
兵庫県淡路市尾崎388番地13
破産者　有本美代子（旧姓吉田）
1　決定年月日　平成22年３月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２１年（フ）第３８号
和歌山県日高郡由良町大字神谷127番地
破産者　上山辰雄こと　上山　辰雄
1　決定年月日　平成22年３月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所御坊支部

平成２１年（フ）第１５２号
釧路市堀川町１番５号
破産者　田中　俊司
1　決定年月日　平成22年３月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２１年（フ）第１５３号
釧路市堀川町１番５号
破産者　田中美由紀
1　決定年月日　平成22年３月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２１年（フ）第３６１１号
横浜市鶴見区矢向３丁目18番６号
破産者　中山　政弘
1　決定年月日　平成22年３月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第８１８号
兵庫県尼崎市西難波町１丁目１　ルゼフィール立花２―107号、開始決定時の住所兵庫県尼崎市稲葉荘４丁目16番21号
破産者　中村　晋作
1　決定年月日　平成22年３月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第１９２５号
広島市安佐北区三入南１丁目２番４号
破産者　藤井　美和
1　決定年月日　平成22年３月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４７４号
高知県香美市土佐山田町西本町３丁目２番35号
破産者　谷内　國彦
1　決定年月日　平成22年３月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第６８号
大分県中津市10番地５　渡辺ハイツ102号
破産者　田中　星美（旧姓中原）
1　決定年月日　平成22年３月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所中津支部破産再生係

破産手続終結

平成２１年（フ）第９６４７号
広島県広島市南区比治山町３番14号
破産者　株式会社大崎工業
1　決定年月日　平成22年３月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３７４１号
東京都豊島区巣鴨４丁目22―23―２Ｆ
破産者　櫻井　久男
1　決定年月日　平成22年３月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３８７０号
東京都北区王子本町２丁目８―14
破産者　山岸　欽也
1　決定年月日　平成22年３月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３８７１号
東京都北区王子本町２丁目８―14
破産者　山岸真理子（旧姓田中）
1　決定年月日　平成22年３月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４２３２号
東京都北区王子本町２丁目８番14号
破産者　株式会社食伝システムズ
1　決定年月日　平成22年３月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４２７４号
埼玉県鶴ヶ島市南町３丁目１―25
破産者　渡邉　一保
1　決定年月日　平成22年３月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４３９４号
東京都大田区西馬込２丁目19番17号
破産者　株式会社セリオモンド
1　決定年月日　平成22年３月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５１５９号
東京都世田谷区桜丘４丁目10―23
破産者　新井　信吉
1　決定年月日　平成22年３月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５３８７号
千葉県船橋市三咲２丁目18―２、開始決定時の住所千葉県市川市曽谷７丁目６―６
破産者　錦織　健治
1　決定年月日　平成22年３月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部